

平成25年度第3回環境審議会 資料

審議事項① 環境保護地区の一部指定解除について

(新南部2丁目、上南部・下南部2丁目、

上立田芭蕉屋敷)

- ・ 環境保護地区の一部指定解除の追加諮問について P. 1
- ・ 環境保護地区の一部指定解除についての審議区域の追加 . . P. 2
- ・ 現地及び現地視察の状況について P. 4
- ・ 自然環境部会でいただいた主な意見 P. 5
- ・ 環境保護地区の一部解除について (答申) (案) P. 6

環政発第 000699 号
平成 26 年 3 月 18 日

熊本市環境審議会 様

熊本市長 幸山 政史
(環境政策課扱い)

環境保護地区の一部指定解除の申出に関する取り扱いについて (諮問)

本市は、「熊本市環境基本条例」の趣旨に基づき、良好な自然環境を形成し、もって市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与するため、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めています。

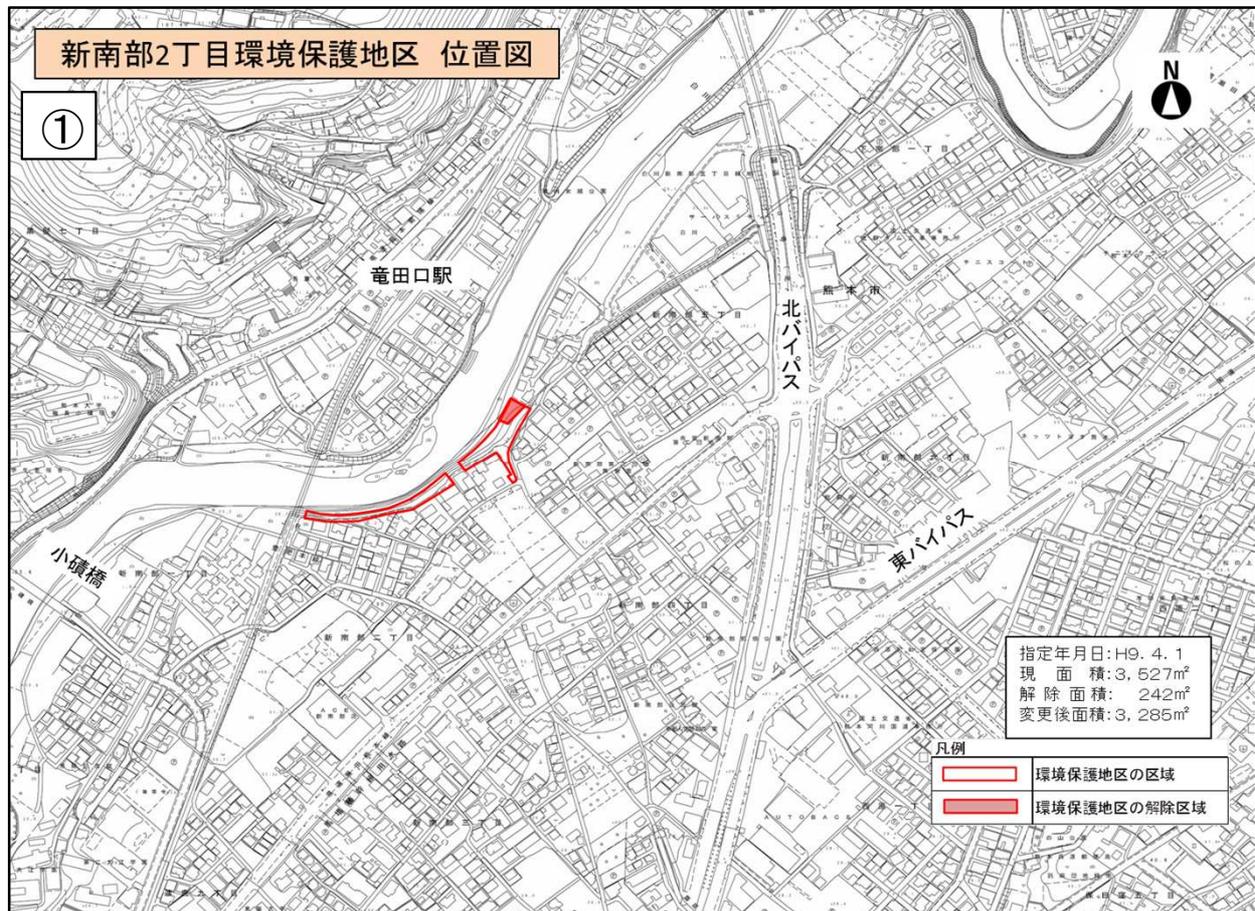
今般、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」により指定している環境保護地区の一部について、下記のとおり、指定解除の申出がなされたので、その取り扱いについて諮問いたします。

記

- 1 対象地区 上南部・下南部 2 丁目環境保護地区の一部
上立田芭蕉屋敷環境保護地区の一部
- 2 申出理由 平成 24 年九州北部豪雨災害による、熊本県の白川河川
改修工事のため

環境保護地区の一部指定解除についての審議区域の追加

	当該地	面積	現地確認	解除申請日	第1回部会	第3回部会
①	新南部2丁目環境保護地区 東区新南部2丁目595番2	242㎡	済 H26.2.13	H26.1.7	審議	
②	上南部・下南部2丁目環境保護地区 東区上南部1丁目151番	100㎡	済 H26.2.13	H26.1.7	審議	
	東区上南部1丁目150番2	19㎡	済 H26.2.13	H26.3.12	報告	審議
③	上立田芭蕉屋敷環境保護地区 北区龍田7丁目215番2	727㎡	済 H26.2.13	H26.3.12	報告	審議
	北区龍田7丁目191番2	55㎡	済 H26.2.13	H26.3.12	報告	審議



上南部・下南部2丁目環境保護地区 位置図



上立田芭蕉屋敷環境保護地区 位置図



現地及び現地視察の状況について

新南部 2 丁目環境保護地区



上南部・下南部 2 丁目環境保護地区



上立田芭蕉屋敷環境保護地区



環境審議会自然環境部会でいただいた主な意見

【環境保護地区】

動植物について

主なご意見・ご質問	回答(現状)
・今回の場所に絶滅危惧種等は生息していないのか	絶滅危惧種はいないと聞いている。 解除する区域の状況は、河川緑地であり、水辺景観が優れた地域である。
・県は激甚災害対策特別緊急事業実施にあたり、環境アセスを実施したのか	「熊本県公共事業等環境配慮システム」に準じて環境調査を行っており、その内容は、既往生物調査と現地調査において植物、魚類、底生動物、両生類、爬虫類、哺乳類、昆虫類、鳥類調査を実施し、希少種や現況河道特性の把握と整理を行っている。

環境保護地区の現況

主なご意見・ご質問	回答(現状)
・竹林の害が相当に広がっていて、本来環境保護地区として設定した当時の趣旨から外れたような状態になっていると危機感さえ覚えた。 ・保護地区にしている以上、保護するに値する形を継続できるような働きかけが必要ではないか。	環境保護地区については、毎年、自然環境の現況調書を提出していただくとともに、適正な管理を行っていただくよう注意・協力依頼書を送付している。また、今回視察した地区では平成24年の九州北部豪雨での水害により保護地区内の環境が荒れたことに加え、竹林化がすすんでいることから、今後も更に所有者に対し適正な管理を継続的に働きかけたい。
・環境意識を高めるような環境保護地区についての考え方を検討してほしい。 ・今の状況で保護地区として認めていくには問題もあり、ぜひ解除した後も残りの環境保護地区のより良い活用、利用を検討してもらいたい。	環境保護地区は、自然環境を保護する必要がある地域として、土地の所有者の同意を得て、良好な自然環境が保たれるよう、努めてもらうものであり、当該地の所有者に更に、その趣旨をふまえ適正な管理をお願いしていく。 また、市民の皆様に対しても、現地に看板を設置し環境保護地区の周知・啓発を行っているが、今後は、ホームページ等へも掲載し更なる周知に努めて行きたい。
・当該地に限らず、他の保護地区についても竹林化の傾向にあり、今後も課題として考えていく必要がある。	平成26年度から、ボランティア団体の竹林の適正化への取組みに対し助成する放置竹林整備のモデル事業を検討しており、今後も課題として取組んで行きたい。
・保護地区全体が、竹林による侵食で、生態系の多様性が損なわれてしまっているのではという恐れを抱いた。 ・本来里山(環境保護地区含む)は、人により環境が保てる場所と思うため、適切に将来も利用できるような自然に触れ合うことができるような手立てを講じてほしい。	・土地所有者へ適正な管理を求めていきたい。 ・環境保護地区も含めた竹林のモデル整備事業から、将来は全市的に取り組みする事業へと展開していきたい。

(案)

平成26年3月27日

熊本市長 幸山政史 様

熊本市環境審議会
会長 内野 明德

環境保護地区の一部指定解除について (答申)

平成26年1月29日付け環政発第000582号で諮問のあったことについて、当審議会では、熊本市環境審議会規則第7条に基づき、「自然環境部会」に付議し、その検討結果をもとに、慎重に審議を行いました。

その結果、新南部2丁目環境保護地区、上南部・下南部2丁目環境保護地区、上立田芭蕉屋敷環境保護地区の一部指定解除については、妥当であるとの結論を得ましたので答申します。

なお、現地視察を行った結果、当該地域は災害対策の対象地域であり、また、竹林化の影響も見られたため、環境保護地区として設定した当初の良好な自然環境を保護するという趣旨を踏まえ、対策を講じてもらいたい。